

# 高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）及び社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における高知県災害ボランティア活動支援本部（以下「県域支援本部」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、大規模災害時において、災害時応急対応活動として行う、県域支援本部の設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割、協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

## （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含むボランティア活動を行うために必要な情報及び被災者の効果的な支援のために必要な情報等を速やかに共有し、協力して措置を講ずるものとする。

## （県域支援本部の設置等）

第3条 甲または乙は、県域支援本部を設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、県域支援本部を設置する。

## （県域支援本部の設置場所）

第4条 県域支援本部は、高知県立ふくし交流プラザ（以下この条において「プラザ」という。）に設置する。ただし、被災等によりプラザが利用困難な場合には、甲乙協議の上、県域支援本部の活動を実施するために適当であると認められる場所に設置する。

## （県域支援本部の運営）

第5条 県域支援本部の運営は、乙が主体となり、必要に応じて、甲、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター及び関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が県域支援本部を設置した場合には、乙との連携体制を整えるため、担当者を速やかに配置するものとする。

## （協力の要請）

第6条 乙は、県域支援本部の円滑な活動を実施するために必要であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

## （県域支援本部の業務）

第7条 県域支援本部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災状況、被災地の市町村災害ボランティアセンター、行政機関及び関係機関・団体等の活動状況に関する情報収集及び連絡調整
- (2) 市町村災害ボランティアセンターの設置運営支援、連絡調整及び応援職員の派遣等
- (3) 全国・都道府県災害ボランティアセンターとの間の連絡調整及び応援職員の受け入れ等
- (4) ボランティア活動に関する各種相談及び問合せへの対応
- (5) 市町村災害ボランティアセンターへの活動資金及び資機材の調達の支援
- (6) 災害ボランティアセンターバックヤード拠点の設置及び運営
- (7) 関係機関・団体等との間の連絡調整及び仲介等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、県域支援本部の活動に必要な業務

## （資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、ボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

## （費用負担）

第9条 県域支援本部の運営に関する必要な経費については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として乙が負担するものとする。

## （調整事務の委託契約）

第10条 甲は、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が必要であると判断した場合は、乙と協議の上、その調整に要する事務及び被災者支援活動を行う団体との情報共有会議の開催を乙に委託することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の委託契約に必要な契約書等を事前に協議し、災害発生後の速やかな契約締結に努めるものとする。

## （県域支援本部の閉鎖）

第11条 県域支援本部の閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （報告）

第12条 甲は、乙に県域支援本部の運営状況について報告を求めることができる。

## （平常時における体制整備）

第13条 乙は、平常時から災害時に備えた県域支援本部機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民及び関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、県域支援本部の運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

## （協議）

第14条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、本協定と同一条件で1年間更新され、以後1年ごとに更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月13日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県知事

瀬田 肇

乙 高知県高知市朝倉戊375-1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長

井奥 和男